

2024年3月18日

健康サポート薬局に係る研修修了者各位

日本保険薬局協会

令和6年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて

記

2024年（令和6年）3月5日に厚生労働省医薬局総務課より発出されました、事務連絡「令和6年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて」により、能登半島地震で被災した研修修了者の研修修了証の有効期限を延長いたしますので、該当者は日本保険薬局協会事務局までお問い合わせください。

**【健康サポート薬局研修事務局 お問い合わせ先】**

メールアドレス：kensapo@nippon-pa.org

以上

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 5 日

各研修実施機関 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和6年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて

健康サポート薬局に係る研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）」（平成28年2月12日付け薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき、各研修実施機関において実施されているところです。

今般、令和6年能登半島地震による災害に伴い、研修実施機関が予定していた研修会が一部中止となったことを踏まえ、当該研修の取扱いについて次のとおりお示ししますので、御了知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 被災した薬剤師の取扱いについて

研修実施機関は、被災した薬剤師に対して、聞き取り等により被災状況を確認し、必要に応じて、当該薬剤師の研修修了証の有効期間を延長して差し支えないこと。

なお、当該薬剤師が、延長後の有効期間内に実施された研修会を受講し、研修修了証が更新された場合、その有効期間は、更新前の有効期間終期年月日の翌日から6年間となること。一方、延長後の有効期間内に実施された研修会を当該薬剤師が受講せず、研修修了証が更新されなかった場合は、研修修了証の有効期間は当初の期間となること。

### 2 都道府県・保健所設置市・特別区からの照会について

都道府県、保健所設置市又は特別区から、健康サポート薬局及び地域連携薬局に関する照会があった場合は、研修会の開催予定や、更新後の研修修了証の発行スケジュール等の情報提供に協力すること。